2022.3.17 号

KOYANO CONSULTING GROUP

小谷野会計グループ
〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-22-1
代々木1丁目ビル 14 階
TEL:03-5350-7435 FAX:03-5350-7436

《会計・税務の知識》 雇用保険マルチジョブホルダー制度

はじめに

2022 年 1 月 1 日より、65 歳以上の方を対象として「雇用保険マルチジョブホルダー制度」が新設されました。

従来の雇用保険制度は、主たる事業所での労働条件が所定労働時間週 20 時間以上かつ 31 日以上の雇用の見込み等の要件を満たす場合に、雇用保険の被保険者になることができました。

一方、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、労働者本人が自身の住居所を管轄するハローワークに申し出て、一定の要件を満たす場合、申し出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者(マルチ高年齢被保険者)となることができます。なお、通常の被保険者と同様、任意脱退が出来ません。

1.要件

① 複数の事業所に雇用される 65 歳以上の労働者であること。

② 2 つの事業所(1 つの事業所における 1 週間の所定労働時間が 5 時間以上 20 時間未満)の労働時間を合計して、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること。

③ 2 つの事業所のそれぞれの雇用見込みが 31 日以上であること。

また、2 つの事業所は異なる事業主であることが必要です。

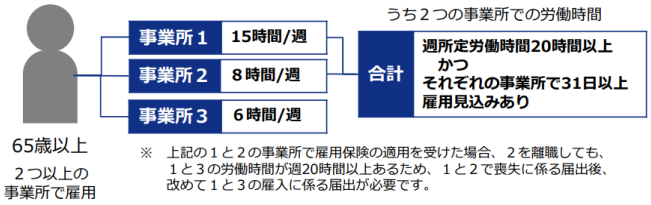

2.失業給付

マルチ高年齢被保険者であった方が失業した場合、失業給付を受給することができます。

なお、2 つの事業所のうち 1 つの事業所のみ離職した場合でも受給することができます。

① 要件

離職の日以前 1 年間に 11 日以上の賃金支払いの基礎となった日数のある月が 6 か月以上(11 日に満たない場合は 80 時間以上)の勤務実績等が必要です。

② 給付額の計算

a. 賃金日額＝離職の日以前 6 か月の賃金合計÷180 日
ただし、1 つの事業所のみ離職した場合は、離職していない事業所の賃金は含めません。

b. 基本手当日額＝賃金日額×給付率 80%～50%

賃金日額	給付率
2,577 円以上 4,970 円未満	80%
4,970 円以上 12,240 円以下	50～80%
12,240 円超 13,520 円以下	50%

c. 給付金の額＝基本手当日額×30 日もしくは 50 日
(被保険者の期間が 1 年未満の場合：30 日分、
1 年以上の場合：50 日分)

③ その他

育児休業給付・介護休業給付・教育訓練給付等も対象になります。

3.事業主の手続き

申出人からマルチ雇入届の記載依頼を受けた場合、速やかに事業主記載事項を記入し、確認資料(写し可)と併せて申出人へ交付します。

住居所管轄ハローワークから交付される「雇用保険マルチジョブホルダー雇入・資格取得確認通知書(事業主通知用)」を保管します。

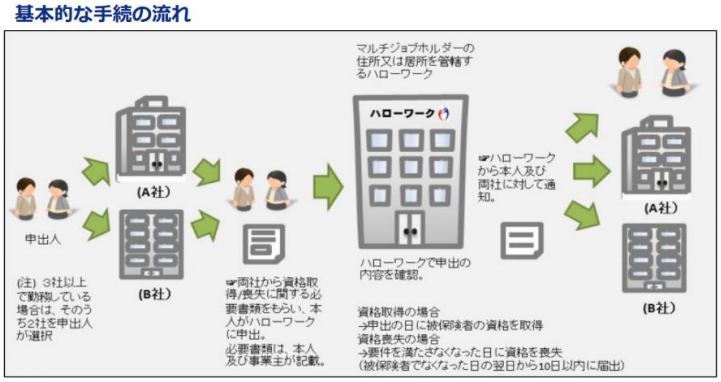

おわりに

雇用保険マルチジョブホルダー制度は、2022 年から新設された制度で、労働者本人が手続きを行うことが前提となっているため、事業主から対象者へ周知することが望ましいと思います。

(担当：白土)

(図出典：厚労省「雇用保険マルチジョブホルダー制度」リーフレット)

©KOYANO CONSULTING GROUP 無断転載・引用禁止